

平成19年3月2日

民間援助連携室

特定公益増進法人について

1. 特定公益増進法人については、公共法人、公益法人等その他特別の法律によって設立された法人のうち、教育又は科学振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものをいい（法人税法第37条第3項第3号）、具体的には法人税法施行令第77条第1項及び所得税法第217条第1項に列挙されている。

2. 民法法人（財団法人、社団法人）が特定公益増進法人として認められるための要件は、法人税法第77条第1項第3号に規定されているが、その「主たる目的」については34の事業が掲げられている。当室所管法人は、同項第3号のヨによる「開発途上にある海外の地域に対する経済協力を主たる目的とする法人」（所得税法施行令第217条第1項第3号のヨ及び法人税法施行令第77条第1項第3号のヨ）の要件により認定されている。

3. 具体的には、

- （1）所得税法及び法人税法の上記同項第3号のヨの規定に即した海外での経済協力活動を主たる事業とする法人には、右法人への寄附者に対する一定基準の税控除を適用する制度である。
- （2）特増法人は、特別に法令で規定がない限り適用期間は2年間で、それぞれ継続申請可能である。
- （3）特増法人は、主務官庁が認定するが、財務省との事前協議が法人税法第77条第1項により規定されており、実質財務省との協議が整わなければ認定できない。
- （4）また、同項第3号の冒頭において、それぞれ「当該法人の主たる目的である業務（経済協力活動）に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと、その他適正な運営がされているものであること」と規定されている。このため、特に国からの補助金等の執行については、関係法令（補助金適正化法及び要領等）を遵守していることが条件となる。
- （5）本取扱も公益法人制度改革に係わる「公益」の認定に関する「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の制定により、1府47都道府県に「委員会」を設け、委員会の委員7名において認定の審査が行われる予定である（現在未定）。
- （6）なお、特増法人は公益法人の設立基準の要件を満たしていることが条件となる。

以上、特増要件は、申請法人の過去2年間の活動内容全てが対象となるため、各法人のそれぞれの事業につき個別具体的な対応が想定されるところその詳細については、当室法人班にお問い合わせ下さい。（了）

長官。以下この条において同じ。）は、これらの規定にかかわらず、その法人税の納税地を指定することができる。

- 2 国税局長は、前項の規定により法人税の納税地を指定したときは、同項の法人に対し、書面によりその旨を通知する。
(納税地等の異動の届出)

第二十条 法人は、その法人税の納税地に異動があつた場合（第十八条第一項（納税地の指定）の指定によりその納税地に異動があつた場合を除く。）には、政令で定めるところにより、その異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

- 2 連結親法人は、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地（以下この項において「本店等所在地」という。）に異動があつた場合には、政令で定めるところにより、当該連結親法人の納税地の所轄税務署長並びに当該連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長及び異動後の本店等所在地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

第二編 内国法人の納税義務

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準

(各事業年度の所得に対する法人税の課税標準)

第二十一条 内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則

(各事業年度の所得の金額の計算)

- 第二十二条 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。
- 2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。
- 3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
 - 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- 4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。
- 5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金

の分配（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第二条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。）をいう。

第四款 損金の額の計算

第四目 寄附金

(寄附金の損金不算入)

第三十七条 内国法人が、各事業年度において寄附金を支出した場合において、その寄附金の額につきその確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理（利益積立金額をその支出した寄附金に充てる経理を含む。）をしたときは、第四項各号（同項第三号を第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する寄附金の額を除き、その経理をした金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 2 内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して支出した寄附金の額（前項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。）があるときは、その寄附金の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 3 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（前二項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の資本等の金額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（次項第三号におい

て「損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 4 前項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち次の各号に規定する寄附金の額があるときは、当該各号に規定する寄附金の額の合計額は、同項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、内国法人である公益法人等が支出した第三号に規定する寄附金の額については、この限りでない。

一 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専断的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。）の額の合計額

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したものの額の合計額

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

- 三 公益法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額の合計額（当該合計額が当該事業年度に係る損金算入限度額を超える場合には、当該損金算入限度額に相当する金額）
- 5 内国法人である公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第三項の規定を適用する。
- 6 内国法人が特定公益信託（信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条（公益信託）に規定する公益信託で信託終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）の信託財産とするために支出した金銭の額は、寄附金の額とみなして第一項、第三項、第四項、第九項及び第十項の規定を適用する。この場合において、第四項第三号中「の額」とあるのは、「の額（第六項に規定する特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭の額を含む。）」とするほか、この項の規定の適用を受けるための手続に関し必要な事項は、政令

で定める。

- 7 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の供与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。
- 8 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。
- 9 第四項の規定は、確定申告書に第三項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項各号に掲げる金額の記載及び同項各号に規定する寄附金の明細書の添付があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合に限りに適用する。この場合において、同項の規定により第三項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。
- 10 税務署長は、第四項の規定により第三項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前

項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつた金額につき第四項の規定を適用することができる。

- 11 財務大臣は、第四項第二号の指定をしたときは、これを告示する。
- 12 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 税額の計算

第一款 税率

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第六十六条 内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の三十四・五の税率を乗じて計算した金額とする。

- 2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十五の税率による。

- 3 内国法人である公益法人等又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十五の税率を乗じて計算した金額とする。
- 4 事業年度が一年に満たない法人に対する第二項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。
- 5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告

（中間申告）

第七十一条 内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度、連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業

額とする。

- 5 第一項及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(法人の設立のための寄附金の要件)

第七十五条 法第三十七条第四項第二号(指定寄附金の損金算入)に規定する政令で定める寄附金は、同号に規定する法人の設立に關する許可又は認可があることが確實であると認められる場合においてされる寄附金とする。

(指定寄附金の指定についての審査事項)

第七十六条 法第三十七条第四項第二号(指定寄附金の損金算入)の財務大臣の指定は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。

- 一 寄附金を募集しようとする法人又は団体の営む事業の内容及び寄附金の使途
- 二 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象
- 三 寄附金の募集期間
- 四 募集した寄附金の管理の方法
- 五 寄附金の募集に要する経費
- 六 その他当該指定のために必要な事項

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

第七十七条 法第三十七条第四項第三号(公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金)に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- ハ 財団法人長寿社会開発センター
- ニ 財団法人日本オリンピック委員会
- ホ 食品流通構造改善促進法第十一条第一項(指定)に規定する食品流通構造改善促進機構
- リ 財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構
- ス 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の二第一項(指定等)に規定する精神障害者社会復帰促進センター

三 民法法人(前号に掲げるものを除く。)のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に關し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持續できること、受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がなされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣(イからニまで、ハからチまで、ル、ヲ、カからタまで、ツ、ムからサまで、オ、ク、ケ、コ、ア、サ及びキに掲げる法人(財務省令で定める法人を除く。)のうち民法第八十三条ノ三(主務官庁の権限に屬する事務の処理)その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に屬する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関)の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年(キに掲げる法人にあつては、五年)を経過しないもの

- 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項(定義)に規定する独立行政法人
- 一の二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項(定義)に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで(業務の範囲)に掲げる業務(同条第三号に掲げる業務にあつては同号次に掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第百八十六号)第四条第一号(公共的な施設の範囲)に掲げる介護老人保健施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。)を主たる目的とするもの
- 一の三 自動車安全運転センター、総合研究開発機構、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- 二 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人(次号において「民法法人」という。)で次に掲げるもの
- イ 財団法人日本体育協会
- ロ 財団法人貿易研修センター
- ハ 財団法人関西文化学術研究都市推進機構
- ニ 民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項(民間都市開発推進機構の指定)に規定する民間都市開発推進機構
- ホ 放送法(昭和二十五年法律第百三十三号)第五十三条第一項(指定)に規定する放送番組センター

- イ 科学技術(自然科学に係るものに限る。以下この号において同じ。)に關する試験研究を主たる目的とする法人
- ロ 科学技術に關する試験研究を行う者に対する助成金の支給を主たる目的とする法人
- ハ 科学技術に關する知識及び思想の総合的な普及啓発を主たる目的とする法人
- ニ 人文科学に關する研究(高度の専門的な知識経験を必要とすることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。)を主たる目的とする法人
- ホ 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に助成金の支給を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ハ 学校教育法第一条(定義)に規定する学校(次号において「学校」という。)における教育に対する助成を主たる目的とする法人
- ト 学生若しくは生徒に対する学資の支給若しくは貸与又はこれらの者の修学を援助するための寄宿舎の設置運営を主たる目的とする法人
- チ 多数の大学(学校教育法第一条に規定する大学をいう。)の教員及び学生の学芸の教授研究に資するための宿泊研修施設の設置運営に關する業務を行うことを主たる目的とする法人
- リ 海外の留学生交流(外国への留学生の派遣及び外国人留学

第九章 法人関係 法人税法施行令「抄」

- 生の受入れをいう。以下この号において同じ。）の推進を図る団体と連携を図りながら留学生交流を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ス 青少年に対して健全な社会教育を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ル 芸術の普及向上に関する業務を行うことを主たる目的とする法人
- ヲ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項（定義）に規定する文化財又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第二号）第二条第二項（定義）に規定する歴史的風土の保存及び活用に関する業務を行うことを主たる目的とする法人
- ワ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項（定義）に規定する博物館の振興に関する業務を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- カ 博物館法第二条第一項に規定する博物館（青少年教育への支援を行うものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。）の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人
- コ 開発途上にある海外の地域に対する経済協力（技術協力を含む。タにおいて同じ。）を主たる目的とする法人（タに掲げる法人を除く。）
- タ 開発途上にある海外の地域に対する経済協力を主たる目的とする法人で国の無償援助に係る当該地域に所在する公共的施設の管理運営に関する業務を行うもの

- レ 海外における我が国についての理解の増進を図るため、我が国の政治、経済、文化その他の我が国の事情（我が国の特定の地域のみに係るものを除く。）の紹介その他の業務（において「海外における我が国についての理解の増進を図る業務」という。）を行うことを主たる目的とする法人
- ロ 海外における我が国についての理解の増進を図る業務を行う者に対する助成金の支給を主たる目的とする法人
- リ 都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の事務）の指定都市の区域における地域住民の国際交流に資するため、海外の政治、経済、文化その他の事情の理解の増進を図る業務及び国際交流のための施設の管理運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該区域における国際交流に中心的な役割を果たしているもの
- ネ 受刑者、少年院在院者その他これらに類する者に対する学識経験のあるボランティアの面接による指導を推進することを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ナ 貧困者の訴訟援助を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ウ 本邦への帰国を希望する中国残留邦人の円滑な帰国の促進を図る業務で国の支援を受けて行うもの及び当該中国残留邦

- 人の帰国後の生活の安定を図るための業務を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ム 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの
- ワ すくれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務を行うことを主たる目的とする法人
- キ 国土の緑化事業の推進を主たる目的とする法人
- ノ 犯罪の予防のための活動の一環として覚せい剤その他の薬物の濫用の防止に関する業務並びに青少年の非行の防止及び健全な育成に関する業務を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十一条第二項第一号から第九号まで（都道府県暴力追放運動推進センター）に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの又は同法第三十二条第二項第一号から第四号まで（全国暴力追放運動推進センター）に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの
- ク 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第二項（犯罪被害者等早期援助団体）に規定する事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの

- ヤ 水難に係る人命の救済を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ア レクリエーション活動の総合的な普及振興及びレクリエーション活動を行う他の団体に対する支援を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ケ 盲導犬の訓練を行うことを主たる目的とする法人で道路交通法施行令（昭和三十一年政令第二百七十号）第八条第二項（目が見えない者等の保護）の規定による国家公安委員会の指定を受けているもの
- フ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第八条第一号から第四号まで（業務）に掲げる業務を主たる目的とする法人で同法第七条第一項（指定等）の規定による指定を受けているもの
- コ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十八条第一号から第六号まで（業務）に掲げる業務を主たる目的とする法人で同法第二十七条第一項（障害者雇用支援センターの指定）の規定による指定を受けているもの
- エ 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号（納付金関係業務）に規定する事業主を主たる構成員とし、障害者の雇用の促進及び継続に資する業務を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- テ 障害者のスポーツ活動の総合的な普及振興及び障害者のス

スポーツ活動への参加を促進する事業を行う他の団体に対する支援を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの

ア 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十二条第一号から第三号まで（業務）に掲げる業務を主たる目的とする法人で同法第四十四条第一項（シルバー人材センター連合の指定）の規定による指定を受けているもの

サ 慢性疾患にかかっている児童（十八歳に満たない者をいう。）の医療施設における療養のために当該児童及びその世帯を行う家族を宿泊させることを目的とした施設の設定・運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人

ヤ イからサまでに規定する業務のうち二以上の業務を一体のものとして行うことを主たる目的とする法人（当該二以上の業務にホ、リ、ス、ワ、ネからラまで、ノ、ヤ、マ、エ又はテに規定する業務を含む場合には、その業務が全国の区域に及ぶものに限る。）

四 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる

目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

五 社会福祉法第二十一条（定義）に規定する社会福祉法人

六 更生保護事業法第二条第六項（定義）に規定する更生保護法

人

2 前項第三号に規定する主務大臣は、同号の認定（同号イ、ロ、ヘ、ニ、タ又はムに掲げる法人に係るものを除く。）をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項第三号の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号（法定受託事務）に規定する第一号法定受託事務とする。

（特定公益信託の要件等）

第七十七条の二 法第三十七条第六項（特定公益信託）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）であることとする。

一 当該公益信託の信託終了の場合において、その信託財産が國若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること。

二 当該公益信託は、信託の解除ができないものであり、かつ、

当該公益信託の条項を変更する場合には当該公益信託に係る主務大臣（当該公益信託が第三項第二号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、信託法（大正十一年法律第六十二号）第七十五条（主務官庁の権限に属する事務の処理）その他の法令の規定により当該公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この条において同じ。）の認可を受けるものであること。

三 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。

四 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金

ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益証券の取得

ハ イ又はロに準ずるものとして財務省令で定める方法

五 当該公益信託につき信託法第八条第一項ただし書（信託管理人）に規定する信託管理人（第七号において「信託管理人」という。）が指定されるものであること。

六 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。

七 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有

する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

八 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないものであること。

2 法第三十七条第六項に規定する政令で定めるところにより証明がされた公益信託は、同項に定める要件を満たす公益信託であることにつき当該公益信託に係る主務大臣の証明を受けたものとする。

3 法第三十七条第六項の規定により読み替えられた同条第四項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同号に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。

一 科学技術（自然科学に係るものに限る。）に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給

二 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給

三 学校教育法第一条（定義）に規定する学校における教育に対する助成

- これらの者の修学を援助するための寄宿舎の設置運営を主たる目的とする法人
- チ 多数の大学（学校教育法第一条に規定する大学をいう。）の教員及び学生の学芸の教授研究に資するための宿泊研修施設の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人
- リ 海外の留学生交流（外国への留学生の派遣及び外国人留学生の受入れをいう。以下この号において同じ。）の推進を図る団体と連携を図りながら留学生交流を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ス 青少年に対して健全な社会教育を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ル 芸術の普及向上に関する業務を行うことを主たる目的とする法人
- ヲ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条第一項（定義）に規定する文化財又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第二条第二項（定義）に規定する歴史的風土の保存及び活用に関する業務を行うことを主たる目的とする法人
- ワ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項（定義）に規定する博物館の振興に関する業務を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- カ 博物館法第二条第一項に規定する博物館（青少年教育への

支援を行うものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。）の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人

- ヨ 開発途上にある海外の地域に対する経済協力（技術協力を含む。タにおいて同じ。）を主たる目的とする法人（タに掲げる法人を除く。）
- タ 開発途上にある海外の地域に対する経済協力を主たる目的とする法人で国の無償援助に係る当該地域に所在する公共的施設の管理運営に関する業務を行うもの
- レ 海外における我が国についての理解の増進を図るため、我が国の政治、経済、文化その他の我が国の事情（我が国の特定の地域のみに係るものを除く。）の紹介その他の業務（ノにおいて「海外における我が国についての理解の増進を図る業務」という。）を行うことを主たる目的とする法人
- ロ 海外における我が国についての理解の増進を図る業務を行う者に対する助成金の支給を主たる目的とする法人
- ン 都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市の事務）の指定都市の区域における地域住民の国際交流に資するため、海外の政治、経済、文化その他の事情の理解の増進を図る業務及び国際交流のための施設の管理運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該区域における国際交流に中心的な役割を果たしているもの
- ネ 受刑者、少年院在院者その他これらに類する者に対する学

- 識経験のあるボランティアの面談による指導を推進することを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ナ 貧困者の訴訟援助を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ラ 本邦への帰国を希望する中国残留邦人の円滑な帰国の促進を図る業務で国の支援を受けて行うもの及び当該中国残留邦人の帰国後の生活の安定を図るための業務を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ム 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの
- ウ すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務を行うことを主たる目的とする法人
- エ 国土の緑化事業の推進を主たる目的とする法人
- ノ 犯罪の予防のための活動の一環として覚せい剤その他の薬物の濫用の防止に関する業務並びに青少年の非行の防止及び健全な育成に関する業務を行うことを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十一条第二項第一号から第九号まで（都道府県暴力追放運動推進センター）に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの又は同法第三十二条第二項第一号から第四号まで（全

- 国暴力追放運動推進センター）に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの
- ク 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第二項（犯罪被害者等早期援助団体）に規定する事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの
- ヤ 水難に係る人命の救済を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ア レクリエーション活動の総合的な普及振興及びレクリエーション活動を行う他の団体に対する支援を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- ケ 盲導犬の訓練を行うことを主たる目的とする法人で道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項（目が見えない者等の保護）の規定による国家公安委員会の指定を受けているもの
- フ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条第一号から第四号まで（業務）に掲げる業務を主たる目的とする法人で同法第七条第一項（指定等）の規定による指定を受けているもの
- コ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二十八条第一号から第六号まで（業務）に掲げる業務を主たる目的とする法人で同法第二十七条第一項（障害者雇用支援センターの指定）の規定による指定を受けているもの